

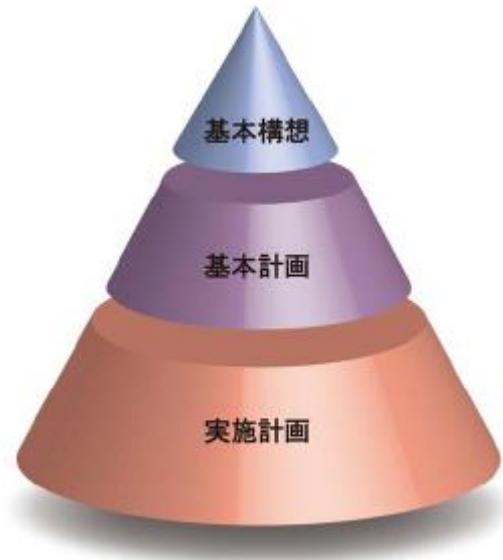
諮 問 資 料

≪ 市川市総合計画の策定について ≫

1 市川市総合計画について(現状)

総合計画は、社会経済情勢の変化や人口の見通し、市民意識などを踏まえた長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、行政の各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の将来目標となるものです。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。



(1) 基本構想（概ね 25 年）

基本構想は、平成 13 年から令和 7 年（概ね 25 年間）を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念のもと、『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を目指すべき将来都市像としています。

(2) 基本計画（第二次基本計画・10 年）

基本計画は、基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための市の施策を定めたもの。第二次基本計画は、文化、環境、教育など 10 の視点を意識した施策展開により『安心で 快適な 活力のある まちへ』を平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間のまちづくりの目標を定めています。

(3) 実施計画（第三次実施計画・3 年）

基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めたもの。計画期間は、平成 29 年度～令和元年度の 3 年間で、基本計画の体系をもとに、少子高齢化や生産年齢人口の減少への対策、美しい景観など、都市の魅力向上に向けた 52 事業を位置付けています。また、実施計画事業ごとの達成度を図るため、数値目標等を設定しています。

(4) 重点推進プログラム（1年）

第二次基本計画が令和2年度に計画期間満了となります。しかし、価値観が大きく変容していくことが予想される中、次期計画の策定にあたっては、これまでの延長ではなく、目指すべき将来都市像を明らかにし、適切な施策を盛り込んでいくことが重要となります。

そこで、諸課題を多面的に検討するため、総合計画審議会からの建議等を踏まえ、令和3～4年度の2年間を見極めのための期間として設けることとなりました。

この2年間に加えて、第二次基本計画の残存する令和2年度を加えた3年間について、これまでの歩みに切れ目が生じることのないよう、重点推進プログラムを策定し、事業を推進していくこととしています。



2 市川市総合計画策定スケジュール(案)

年度	総合計画審議会	市民
R2	<p>・ 諮問（10月23日）</p> <p>■ 第二次基本計画の評価</p>	<p>意見聴取</p>
R3	<p>■ 評価結果を踏まえた次期計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の枠組み ・ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「持続的な開発目標（SDGs）の扱い等を踏まえた次期計画の検討 等 <p>・ 市川市総合計画の骨子案の策定（11月頃）</p>	<p>意見聴取</p> <p>パブリックコメント</p>
R4	<p>■ 骨子案に対する市民意見等を踏まえ、答申のまとめに向けて検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな総合計画に盛り込むべき施策について <p>・ 市川市総合計画の策定について答申（1月頃）</p> <p>議会での議決</p>	<p>意見聴取</p> <p>パブリックコメント</p>
R5	次期総合計画開始（予定）	